

明治14年「^{しょう きん たか}地方税営業人商金高御届」を読み解く

飯能市立博物館 学芸職員 尾崎泰弘

「地方税営業人商金高御届」は、旧真能寺村（現在の八幡町、原町など）の^{なみ き}双木利夫家に伝来した文書（No.223、以下「商金高届」と略）で、当時飯能の町を形成していた、飯能村・久下分村・真能寺村ごとに分けて、前年の明治13(1880)年1月から12月までの商家の商金高のほか、扱っている商品、業態（卸売、仲買、小売）、等級、商人の姓名を書き上げています。『飯能市史（資料編X）産業』にも収録され（264～271p）、商金高の上位を見ると、明治前期の飯能町では穀物商や織物、洋糸商などが栄えていたことがわかります（表）。

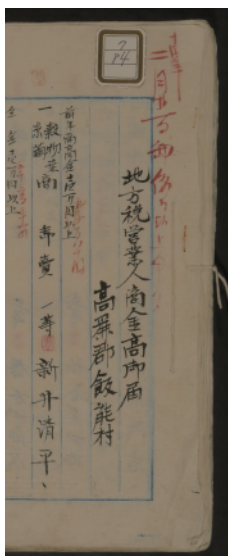
「地方税」とは、明治11年7月22日公布の「地方税規則」に定められた、府県が徴収することのできる税のことで、税目は①地租5分の1以内、②営業税並雑種税、③戸数割の三種類とされました。埼玉県では、明治12年8月に「^{ふか}地方税賦課規則」（以下「規則」と略）を公布し、この年から地方税の徴収を開始、翌13年6月に改正して（甲第57号、（ア）とする）、営業税を商金高に対応した税額に変更しました。

さらに「規則」は、翌明治14年5月28日に改正され（甲第46号、（イ）とする）、商金高ごとの税額区分が、卸売・仲買商は一～五等、小売商は一～六等、また雑種税のうち料理屋・^{はたご}旅籠屋は一～三等に改められました（下表）。この「商金高届」に記された等級とその区分は、（ア）ではなく、それよりも後に改正された（イ）に一致しています。その理由はよくわかりません。

（ア）では営業者が毎年1月に前年の商金高を記し、戸長の^{おくいん}奥印を受けて郡役所に提出することになっていますが、「商金高届」では各村の行司と三ヶ村の戸長小山八郎平が^{れんしよ}連署して郡役所に届け出しています。恐らく商人である各村の行司が、各商家からの申告に基づき取りまとめたものと思われる。税額表によれば大店の税率は低く抑えられ、^{れいさい}零細業者には^{かじゆう}過重負担となる傾向があるため、商金高が等級の境目にあたる営業業者や、零細な者は過少に申告している可能性が高いといえます。しかし（イ）では、届の内容が不適当な場合は当人への尋問や官吏による検査も可能とされており（第11条）、明治13年の飯能の町の全体的な傾向はうかがえるため、この史料がもつ情報の豊富さは評価してよいと考えます。

【参考文献】

- 大島太郎『日本地方行政史序説』1968年9月
- 埼玉県『埼玉県行政史 第一巻』1989年10月
- 埼玉県『埼玉県史料叢書 18 埼玉県布達集 二』2016年2月
- 牛米努『近代日本の課税と徴収』2017年11月



明治14年飯能・久下分・真能寺村の商金高の上位

双木利夫家No.223

No.	氏名	商 売	形態	町	通り	金額	等級
飯能	1 新井清平	穀物・桑・糸繭	卸売	壱丁目	○	15,180.0	1
久下分	2 小山八郎平	穀物	卸売	三丁目	○	12,530.0	1
飯能	2 篠原半助	穀物・炭	卸売	壱丁目	○	12,335.0	1
久下分	1 小林源左衛門	洋糸	卸売	三丁目	○	11,250.0	1
真能寺	1 升屋喜平	太物	卸売	原町	○	11,214.0	1
真能寺	6 日出間桑蔵	唐糸	小売	原町	△	11,100.0	1
飯能	19 小能正三	洋糸	小売	壱丁目	○	11,060.5	1
飯能	20 武久善蔵	醤油・水油	小売	壱丁目	☆	8,535.0	2
飯能	9 小能政吉	織物	卸売	壱丁目	○	8,250.0	2
飯能	8 粕谷平四郎	製茶・傘・下駄	卸売	貳丁目	○	6,800.0	3
久下分	8 大木善太郎	織物	卸売	壱丁目	○	6,300.0	2
真能寺	7 島田丈吉	穀物・油	小売	原町	○	5,180.0	2
真能寺	8 水岡長治郎	穀物・醤油	小売	原町	▼	5,128.0	2
飯能	21 権田佐四郎	織物	小売	貳丁目	○	4,950.0	3
久下分	7 小川種吉	織物	卸売	壱丁目	○	4,820.0	3

○=大通り △=原町通り ▼=銀座通り ☆=北裏通り

※「町」は明治16年「〔徴発物件調〕」（双木利夫家No.326）による。

明治14年7月(甲第46号) 地方税賦課規則の税額

※単位は断りのない限り円

□営業税額表

等級	卸売仲買商		小売商	
	資本並商金高	税額	資本並商金高	税額
一等	10,000以上	15	10,000以上	15
二等	5,000以上	12	5,000以上	12
三等	2,000以上	9	2,000以上	9
四等	300以上	6	300以上	6
五等	300未満	4	100以上	3
六等			100未満	1.5

□雑種税額表

等級	料理屋		旅籠屋	
	売上金高	税額	泊客(人)	税額
一等	1,000以上	12	5,000以上	15
二等	700以上	8	2,500以上	12
三等	700未満	5	2,500未満	9